



石油・ガス開発プロジェクトのノンオペレーターの責任範囲について判断した英国裁判例～「スピリット・エナジー対マラソン・オイル」事件～

執筆者: 勝部 純、Mark Tudor

英国控訴院(Court of Appeal)は、近時、英国のブレイ油ガス田(Brae Fields)の石油・ガス開発プロジェクトに関して、共同操業協定(Joint Operating Agreement。以下「JOA」という。))に基づいて、ノンオペレーターが共同操業に起因して責任を負う範囲について、特筆すべき判断を行った¹。

1. 背景

本件は、プロジェクトのオペレーターである Marathon Oil U.K. LLC に有利な判断を行った英国高等法院(High Court of Justice)の判決²に対して、ノンオペレーターの一部(以下「本ノンオペレーター」という。)³が控訴を行ったものである。

一連の裁判において争われたノンオペレーターの責任は、オペレーターの従業員に提供された確定給付年金制度⁴の損失に起因するものであった。すなわち、オペレーターは、操業委員会(Operating Committee)により承認された共同操業を実施するために従業員を雇用し、確定給付年金制度を含む報酬パッケージを従業員に提供した。その後、プロジェクトの過程で、「金利、債券市

¹ *Spirit Energy Resources Ltd & Ors v Marathon Oil UK LLC [2019] EWCA Civ 11*

² *Marathon Oil UK LLC v Centrica Resources Limited & Ors [2018] EWHC 322 (Comm)*

³ Sprint Energy Resources Limited (以前の Centrica Energy Resources Limited)、TAQA Bratani Limited 及び TAQA Bratani LNS Limited。なお、JX Nippon Exploration and Production (U.K.) Limited もノンオペレーターであったが、控訴の当事者とはならなかった。

⁴ 確定給付年金制度は、かつて英国で一般的であった年金制度の一種であり、雇用者は、従業員の給与、勤続年数、年齢などの要素に基づいて決定される退職時の所定の年金額の給付を従業員に約束する。確定給付年金制度においては、「確定拠出」年金制度とは異なり、雇用主及び従業員の拠出金を用いて行われる投資のリターンと給付額は紐付かない。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

場及び株式のマクロ経済的変動性」により、上記年金の運用で損失が生じ、オペレーターは、この損失を損失回復賦課金(Deficit Recovery Charge。以下「DRC」という。)によって補てんするため、ノンオペレーターに対して資金拠出要請(Cash Call)を行った。2013年3月31日時点の評価では、DRCの金額は合計で6,800万ポンドを超えると見積もられ、オペレーターは、本ノンオペレーターがこの金額の54.41%について責任を負うべきであると主張した。

一方、本ノンオペレーターは、上記従業員雇用の根拠となった関連作業計画及び予算(Work Program and Budget)を操業委員会が承認した時点において予見されていなかった将来の債務のために、本ノンオペレーターが資金拠出の責任を負うべきではないと主張した。

これに対して、高等法院は、「DRCの支出の承認は、従業員の雇用及びこれに付随する年金付与を含む操業の承認に基づくものである」として、オペレーターに有利な判断を行った。

高等法院の上記判断に対して本ノンオペレーターは控訴を行い、控訴院が判断すべき問題は、「問題となっている操業について操業委員会の承認を受けていたものの、当該承認時点においては当該費用の正確な性質及び損失が予見されなかった状況において、ノンオペレーターがDRCの自己負担分について責任を負うべきか否か」という点であった。

2. 控訴院の判断

2019年1月17日、グリーン裁判官により控訴院の判決が言い渡された。控訴院は、オペレーターに有利な高等法院の判断を支持し、本ノンオペレーターによる控訴を棄却した。

上記判断を行うに当たり、控訴院は、次のように判示した。

- (a) まず、(i)当事者に責任を課す個々の条項、(ii)JOA全体及びそこから導かれる推定、並びに(iii)両当事者が明示的に契約に組み入れた原則を考慮・適用した上でのJOAの目的論的解釈の観点から、JOAの契約文言の「自然かつ通常の意味」(“natural and ordinary meaning”)を検討すべきである。
- (b) 次に、JOA上の取り決めの「全体にわたる商業上の目的」(“overarching commercial purpose”)、すなわち「商業上の常識」を検討すべきである。

JOAの文言の「自然かつ通常の意味」とは?

当該JOAにおいて、操業委員会は、「既に承認された作業計画及び予算並びにそれらに基づく義務を考慮したオペレーターへの要求事項」を含む作業計画及び予算について、合意し、採択するものとされていた。控訴院は、本ノンオペレーターの、「『考慮した』という文言により、オペレーターへの要求事項のうちいずれを予算に含めるべきかについて、本ノンオペレーターに裁量権が与えられている」という主張を認めず、「上記文言は、強制的なものであり、既に承認された作業計画及び予算に基づいてオペレーターが履行義務を負っていた事項の費用を含む作業計画及び予算について、合意し、採択することを操業委員会に義務付けている」と判示した。

控訴院は、当該JOAの文言は広範な種類の費用(年金拠出金を含む)を対象としており、異なる種類の費用(その承認の際に将来生じることが確実な費用と不確実な費用など)を区別していないと指摘した。例えば、当該JOAには、(i)「本JOAに別段の定めがある場合を除き、あらゆる操業のあらゆる費用及び経費は・・・本JOAの当事者が負担する」、(ii)「操業の遂行に際して発生するあらゆる種類の費用及び経費は、本JOAに基づいて解決される費用の範囲に含まれる」、(iii)「オペレーターは、共同操業の遂行に際して発生するすべての費用を共同口座に請求する」などと定められていた。

上記を踏まえ、控訴院は、当該JOAの文言の、「自然かつ通常の意味」は、その目的も考慮に入れた上、「本ノンオペレーターは、DRCの自己負担分を負担すべきである」と解釈されると結論付けた。

「全体にわたる商業上の目的」とは何か?

当該JOAの当事者間で合意された会計手続(Accounting Procedure)において、当該JOAの全体にわたる目的について、「当

該 JOA 当事者間で費用、便益及び負担を衡平に配分し、オペレーターを中立的な立場に置くことである」との明示の文言が含まれていた。控訴院は、この文言を明示的に含めていることにより、当該 JOA の背後にある商業上の目的が特定されていると判断した。

オペレーターは、ノンオペレーターを代理して費用を負担する自由裁量を有していたか？

本ノンオペレーターは、高等法院の原判決は、ノンオペレーターが何らのコントロールを行うことも保護を受けることもなく、オペレーターがノンオペレーターを代理して支出を行う自由裁量を与えるものであり不当であると主張していたが、控訴院は、次の理由により、かかる主張を認めなかった。

- 操業委員会は、作業計画及び予算において、すべての要素を十分に評価し、年金拠出金を含む支出を承認した。本ノンオペレーターは、操業委員会を通じて、承認された当該作業計画及び予算に必然的に伴う DRC 費用を承認していた。
- 操業の性質上、その範囲と性質が承認時において不確実である費用が承認の対象に含まれるものである。したがって、会計手続において見積りに関する詳細な情報が提供されるものと定められていたことや、実際の負担額が予想を上回っていたという事実は、最終的な金額がいくらになろうとも、本 JOA の文言に基づいてオペレーターが年金拠出金を支払う権限を有するという事実を変えるものではない。
- オペレーターが不誠実に費用を負担した場合、本ノンオペレーターはコモン・ローにおいて保護を受けることができる。

3. 当職らのコメント

上記控訴院判決は、当該 JOA の具体的な文言に大きく依拠しており、したがって、今後、異なる文言の JOA について争いが生じた場合、異なる結論が導かれる可能性がある。しかし、上記控訴院判決は、英国の裁判所が JOA をどのように解釈するかについての指針を提供するものであり、オペレーター及びノンオペレーターが自己の責任の範囲を評価する際に役立つと思われる。

なお、当該 JOA は、約 40 年前(1980 年)に締結されたものであり、近時の JOA に含まれている保護メカニズムの一部(例えば、操業委員会の追加承認を得ることなく予算を超えて支出を行うことができるオペレーターの権限の制限など)が含まれていないことには留意する必要がある。したがって、上記控訴院判決の及ぼす効果は限定的である可能性がある。もっとも、旧来の JOA の契約当事者となっているノンオペレーター(特に、生産終了が近いレガシー資産を有するノンオペレーター)は、旧来の JOA の文言により、過去の操業の承認から生じる不測の費用について不測の責任を負う可能性があるため、かかる責任の有無について今一度検討を行うことが有益である。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

j_katsube@jurists.co.jp

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。その間、豪州、インドネシア、マレーシア等のアジア・大洋州各国における様々な資源・エネルギープロジェクトを手掛ける。近時はLNG開発プロジェクト、鉱業プロジェクト、FPSOプロジェクト等への法的アドバイス等に従事。近時の論文に「LNG市場の流動性の高まりとLNG売買契約への影響その他法的留意点」等。



マーク チューダー
Mark Tudor

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*

m_tudor@jurists.co.jp

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に出向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへのリーガルサービスの経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。